

リニア中央新幹線これまでの経過

資料No. 2

1.これまでの経過

年 月 日	経 過
平成 23 年 5 月 26 日	国土交通大臣が、リニア中央新幹線整備計画を決定
平成 23 年 5 月 27 日	国土交通大臣が、JR 東海に対して建設を指示
平成 23 年 8 月 5 日	JR 東海が「中央新幹線計画段階環境配慮書」を公表
平成 23 年 8 月 27 日	県が、計画段階環境配慮書に対する意見を JR 東海に提出
平成 23 年 9 月 27 日	JR 東海が、「中央新幹線環境影響評価方法書（環境影響の調査・予測・評価、環境保全対策検討）」を公表
平成 23 年 10 月 11 日 ～10 月 24 日	JR 東海による、環境影響評価方法書説明会が、飯田市・高森町・豊丘村・大鹿村・南木曾町で実施
平成 23 年 11 月 4 日 ～	長野県環境影響評価技術委員会により環境影響評価方法書を審議。（4 回実施）
平成 24 年 1 月 11 日	村より、「環境影響評価方法書についての意見書」を県知事に提出。
平成 24 年 2 月 24 日	県が、環境影響評価方法書についての知事意見及びリニア中央新幹線整備に対する意見書を JR 東海へ提出
平成 25 年 9 月 20 日	JR 東海が「中央新幹線 環境影響評価準備書（アセスメント結果案）」を公表
平成 25 年 10 月 7 日	JR 東海による、環境影響評価準備書に関する説明会が、中央社会体育館で実施
平成 25 年 10 月 30 日	村より、「環境影響評価準備書に関する意見書」を JR 東海に提出
平成 26 年 1 月 9 日	村より、「環境影響評価準備書に関する意見書」を県知事に提出
平成 26 年 3 月 20 日	県が、環境影響評価準備書についての知事意見及びリニア中央新幹線整備に対する意見を JR 東海に提出
平成 26 年 4 月 23 日	JR 東海が「中央新幹線環境影響評価書（アセスメント結果の確定）」を公表、国土交通大臣へ環境影響評価書の提出
平成 26 年 6 月 5 日	環境大臣より、環境影響評価書に関する意見書を国土交通大臣に提出
平成 26 年 7 月 18 日	国土交通大臣より、環境影響評価書に関する意見書を JR 東海へ送付

平成 26 年 8 月 26 日	J R 東海が、補正後の環境影響評価書を公表
	J R 東海が、国土交通大臣に対し、工事実施計画の認可申請
平成 26 年 8 月 29 日	補正後の環境影響評価書公告・縦覧開始
平成 26 年 10 月 17 日	国土交通大臣が工事実施計画を認可
平成 26 年 11 月 4 日	阿島北リニア対策協議会が発足
平成 26 年 11 月 7 日	J R 東海による、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）に係る事業説明会が、中学校体育館で実施
平成 26 年 12 月 2 日 12 月 5 日	J R 東海による、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）に係る地区別事業説明会が、阿島北地区で実施
平成 26 年 12 月 9 日	JR 東海による、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）に係る地区別事業説明会が、阿島北地区以外を対象に実施
平成 27 年 2 月 24 日	JR 東海による、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）に係る測量作業の説明会が、阿島北リニア対策協議会で実施
平成 27 年 4 月 1 日	長野県と J R 東海との間で、「中央新幹線の建設と地域振興に関する基本合意書」が締結
	併せて、J R 東海から用地取得に関する事務を長野県が受託
平成 27 年 5 月 7 日 ～5 月 14 日	中心線測量及び用地幅測量を実施
平成 27 年 7 月下旬 ～8 月下旬	阿島北及び町地区において水の利用状況調査を実施
平成 27 年 11 月 26 日	JR 東海による、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）に係る測量作業等の報告会が、阿島北リニア対策協議会で実施
平成 28 年 2 月 1 日	代替地登録制度開始
平成 28 年 4 月 21 日	リニア中央新幹線対策委員会の設置
平成 28 年 4 月 26 日	JR 東海による、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）に係る道水路付け替え協議の進捗（橋脚位置）を説明

2.発生土置き場候補地の状況等

(1) 喬木村の建設発生土

切土工等又は既存の工作物の除去 55,000 立米・トンネル工事 30,000 立米

(2) 喬木村の埋立地は、堰下ガイドウェイ候補地、伊久間工場移転先候補地を予定しているため、公共事業扱いに必要な時期に必要な量を埋め立てる計画で長野県を通じて、関係市町村と調整を行っている。

※長野県内におけるリニア中央新幹線工事（トンネル掘削）に伴う建設発生土量については、約950万立米を予定している。

3.リニア中央新幹線の地元から出された主な要望・意見等に対するJR東海の見解

(1) 環境問題、安全対策等の協定書を締結すること。

見解→協定等を締結することは、工所用車両の規格、通行時間、1日あたりの通行台数などについて、関係市町村等と相互に確認するなどの対応を要請に応じて行っていきます。

本事業の環境保全につきましては、環境影響評価法をはじめ関係法令に則り、適切に対応してまいりますので、個別の環境保全協定を締結する考えはありません。

(2) 太陽光発電設備の補償を行うこと。

見解→国のルールがないため、補償についてはJR東海で検討していきます。法律が、補償についての考え方、算出方法が太陽光発電に追いついていないと認識しています。いつまでにとは断言できないが、高架橋の設計が出来たら個別に状況判断を行ってまいります。

(3) 壬生沢川への排水対策を講じること。

見解→壬生沢川については、喬木村・豊丘村から河川氾濫の危険をお聞きしました。壬生沢川の許容量についてはまだ把握しておらず、これから河川管理者（県）と協議します。現時点での対応策は提示できないが、何らかの対策をとっていくことを考えているのでそのまま放流することはありません。開業後は、構造物を利用して直接天竜川へ排水します。工事期間中の排水について何らかの対策を長野県と協議中であります。

(4) 工事車両の工事計画を策定すること。

見解→工所用車両の進入路の位置や通行禁止時間帯など決定していきます。交差する現道については使用できるように計画していくが、どうしても工事中に切り回しが必要な可能性がある場合は工事説明会で周知していくことが考えられます。

(5) 防音防災フードと防音壁の設置位置を協議すること。

見解→防音防災フードの位置は、住宅分布図からJ R で計画した案であるため、今後関係自治体と協議をして決定していくことになります。

(6) ガイドウェイヤードエリアを決定すること。

見解→村の開発行為と切り離し、J R 東海の資材置き場（ガイドウェイヤード）を理由に農振除外手続き及び一時転用許可申請（3年以上）を行っていきます。

(7) ・地元の理解が得られるよう説明対応を行うこと。

見解→国土交通大臣からの意見を受けて、地元の理解と協力を得ることが不可欠であるため、地元住民等に対し丁寧な説明をしていきます。

4.委員会での検討事項

(1) リニア中央新幹線に係る情報の共有化

(2) リニア中央新幹線に係る問題・課題の協議

(3) リニア中央新幹線に係る対策等についての連絡調整

(4) その他リニア中央新幹線に係る必要な事項